

# 四国中央市 歴史探訪

## 「復元」と「複製」と「保存処理」

### 上分西遺跡銅鐸と資料を守る技術

2010年6月に上分西遺跡から出土した銅鐸は、今から約二千年前につくられた、弥生時代の青銅器です。悠久の時を経て姿をあらわした資料は、当時の人々の暮らしを知るうえで貴重な史料ですが、適切な措置を施さなければ、後世に伝えていくことはできません。資料そのものの崩壊を防ぎ保存するための「保存処理」、資料の現在の状態を写し伝える「複製」、資料が作られた当時の姿をあらわす「復元」。今回は、上分西遺跡出土銅鐸を例に、「復元」「複製」「保存処理」のそれぞれの文化財を守る技術について、解説します。



▲銅鐸(原品) [写真1]

#### 「復元」 restore

遺跡から出土した資料を、当時の姿そのままに「復元」します。左(写真3)は上分西遺跡出土銅鐸の復元品です。つくられた当時の銅は金色に近い色であったことや、部分的にしか残存していないこの銅鐸が、音を鳴らす「かね」であることが視覚的に実感することができません。今回の上分西遺跡出土銅鐸のように、実際の資料では失われている部分を推定して復元する場合もあります。この場合、実際にどのようなものであったかを確認するため、実物資料と類例などの詳細な考古学的分析が不可欠となります。



▲銅鐸(復元) [写真3]

#### 「複製」 replica

「レプリカ」とも呼ばれ、出土状態そのままを写し取ったもので、左(写真4)は同資料の「複製」品で、一見しただけでは実物と区別できないほどのです。右上(写真1)と比べると実物と遜色ないその精巧なつくりがうかがえると思います。



▲銅鐸(複製) [写真4]

#### 「保存処理」 preservation treatment

資料を守る技術として最も重要なのは、実物資料そのものを出土時の状態から劣化しないように保存するための「保存処理」です。

資料に悪影響を及ぼす土などを除去する①クリーニングを行ったのち、土中に含まれる塩化物イオンや硫化物イオンを不活性化し、資料内部と表面をアクリル樹脂で強化する②防錆・樹脂含浸処理を実施します。処理前や長期的に保管する場合には、外的要因による資料の劣化を防ぐため、無酸素無水環境にすることができRPSシステム(写真2)と呼ばれるパッケージ内で保管します。これにより、処理前であっても、急激な環境変化を避けることができます。金属製品などの腐食が進行しやすい資料には広く利用されています。しかし、パッケージ状態では資料の詳細な観察が困難であるため、恒常的な展示には「レプリカ」を用います。



▲RPSシステム [写真2]

#### 考古資料を守る技術

遺跡から出土した資料、「考古資料」は、土中から掘り出され空気に触れた時点から、大きな環境変化にさらされます。そのため、せっかく発掘調査によって出土した資料も、

適切な措置を怠れば数日のうちに崩壊して失われてしまう可能性があります。特に、今回紹介した青銅器や鉄器などの金属器、木製品などの有機質遺物を後世に残し伝えていくためには、それぞれの材質とおかれた環境の特徴を踏まえた適切な保存処理が不可欠です。

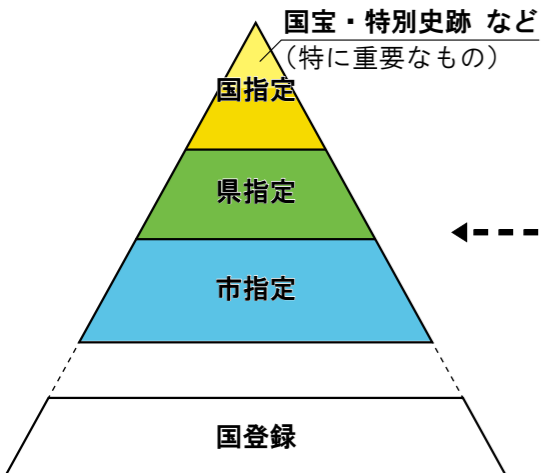
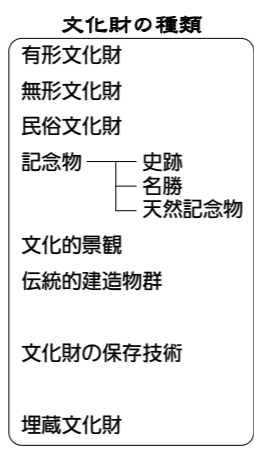
土に埋もれた文化財「埋蔵文化財」は発掘調査により、数千年という時を超えて、新たな歴史の側面を我々に教えてくれます。その歴史を伝える考古資料をさらに次の世代へ引き継ぐために、様々な技術によって支えられています。

#### 文化財の種類と埋蔵文化財

下に示したように、文化財の種類には様々なものがありますが、埋蔵文化財は冒頭で触れたように、地下に埋もれた文化財であることから、保存のために、常に調査が必要であるという特殊な文化財です。そのため、発掘調査を実施することによってはじめて、その価値と種類が確認できるという側面を持ち合わせています。

例えば、今回紹介した上分西遺跡と銅鐸を例にとってみると、発掘調査の結果、上分西遺跡自体に一定の価値が確認された場合、「史跡」に位置付けられ、一方、銅鐸単体の場合「有形文化財」に位置付けられます。また、それぞれその価値によって国指定、県指定、市指定などに指定される可能性があります。

先人が残した足跡を様々な形で伝える「文化財」は、その記憶の断片を我々に伝えてくれます。



# 文化財を守る仕組み

文化財の保護制度には大きく「指定」制度と「登録」制度に分けられます。このうち登録制度は平成8年に新設された比較的新しい制度で、これまでの指定制度だけでは保護の対象にできなかった近代などの文化財を、緩やかな制度で保護するものです。登録制度は強い規制と手厚い保護を講ずる従来の指定制度を補完する制度で、形状などの変更改が比較的容易に可能な一方で、補助金など希薄なものとなっています。

#### 指定文化財と登録文化財

今回紹介した銅鐸は、愛媛県初の出土であり、同時に県内唯一の資料です。このように発掘調査によってはじめて明らかになる文化財を文化財保護法では、「埋蔵文化財」と呼んでいます。この埋蔵文化財は、調査をしなければ、即失われてしまうという点で、そのほかの文化財とは異なる特殊な文化財です。以下では文化財指定制度など、文化財を保護する制度について解説します。

**四国中央市考古資料館 特別展のお知らせ**

今回紹介した銅鐸原品と銅鐸複製品を特別に並列展示します。保存の観点から、銅鐸原品は期間限定の展示となりますので、この機会をご覧ください。

会期: 6月14日(土) ~ 6月30日(月) [展示解説会 6月28日(土) 10:00 ~]

場所: 四国中央市考古資料館 (川之江町 4069-1/ 電話: 28-6289) ※金曜休館

問合せ: 文化図書課 (電話: 28-6043)

歴史にふれよう ホンモノに出会おう